

令和5年5月26日

総務大臣
松本 剛明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁

答申書

令和5年3月24日付け諮問第3165号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、意見募集による提出意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間:令和5年3月 25 日(土)～令和5年4月 24 日(月)

案件番号:145210076(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 2件

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	東日本電信電話株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>プライスキャップ規制は、競争が十分に進展しないサービスであって、利用者影響が大きいものに対する料金規制として、2000年より、NTT東西の固定電話等が規制対象と指定されてきたところです。しかしながら、当時から情報通信市場は大きく変化しており、利用者のコミュニケーション手段の多様化に伴って、固定電話の需要の減少は顕著となっています。今後、こうした動きがさらに加速することが想定される中で、「固定電話をいかに維持していくか」が課題となっており、プライスキャップ規制は導入当初の目的・役割を終えていると認識しています。</p> <p>その中で、今回、加入者回線サブバスケットの廃止や料金指数の算出方法について、一定の簡素化や指数の連續性を保つための方法が定められたことは、制度運用の効率化の観点から適当と考えますが、当社としては、これらの見直しにとどまらず、制度運用や規制対応に係るコストの低減を図る観点から、市場環境変化等を踏まえたプライスキャップ制度の在り方について、更なる検討が必要であると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>加入者回線サブバスケットの廃止や料金指数の算出方法についての御意見は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>プライスキャップ制度の在り方については本案における意見募集の対象ではありませんが、総務省において、今度の参考とすべきと考えます。</p> <p>なお、「上限価格方式の運用に関する研究会 中間取りまとめ」（令和5年2月）においては、「制度の在り方について総務省において根本的な見直しを行うべき」とされています。</p>	無